

亀山市告示第32号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月4日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21851
- 3 路線名 和田2号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 和田町字土地元830番1地内
 - (2) 終点 和田町字土地元837番1地内
- 5 供用開始の期日 令和2年3月4日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21608
- 3 路線名 栄町19号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 栄町字柴戸1407番1地内
 - (2) 終点 川合町字柴野1252番42地内
- 5 供用開始の期日 令和2年3月4日

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21769
- 3 路線名 北鹿島高塚線

4 供用開始の区間

(1) 起点 北鹿島町407番22地内

(2) 終点 北鹿島町407番22地内

5 供用開始の期日 令和2年3月4日